

令和3年4月19日

生徒及び保護者様

県立元石川高等学校長

学校感染症における出席停止の手続きについて

日ごろより、本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、法令に定められた学校感染症にお子様が無病の際には、「出席停止」とし、授業は欠席扱いにはなりません。医師に指示された期間は、療養するようにしてください。

ただし、出席停止の手続きに際しては、学校感染症にかかり、その後治ったという「治癒証明書」の提出が必要になります。医療機関によっては「治癒証明書」の書式がないこともありますので、学校で定めた「学校感染症報告書」に、医療機関または保護者の方がご記入の上、提出いただいても、同様の扱いとします。別紙「学校感染症報告書」を登校できるようになった際に、学級担任へご提出ください(裏面参照・用紙は学校にあります)。

なお、証明書等が提出されない場合には、出席停止の手続きができず、欠席になりますので、お気をつけください。

また、令和2年1月末に、感染症予防法の指定感染症となった「新型コロナウイルス感染症」に関しては、生徒を感染のリスクから守ることの必要性から、お子様が濃厚接触者となり自宅待機となった場合、罹患の疑いが生じ自宅療養された場合等についても、罹患した場合と同様、「出席停止」とします。速やかに学校へご連絡いただきますようお願いいたします。

問合せ先
副校長 山田
電 話 (045)902-2692(代表)

学校感染症報告書

年 組 番 名前

欠席の理由 (病名・診断名)	
欠席の期間 (自宅待機・療養した期間)	令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 () *上記の理由で早退した日も含めてください。
受診した日	令和 年 月 日
保健所や医療機関等に登校 を許可してもらった日	令和 年 月 日
診察を受けた医療機関 (自宅待機の指示を受けた 保健所などの機関名)	
備考	

令和 年 月 日 保護者名

印

<主な学校感染症と出席停止期間の基準>

*感染症予防法の指定感染症や新たな感染症は、専門機関の指導のもとに対応します。

主な感染症		出席停止の期間
第1種 (感染症予防法の一類および二類感染症)		治るまで
第2種	インフルエンザ	罹ってから5日間経ち、さらに熱がさがったあと、 2日間過ぎるまで
	百日咳	罹ってから5日間の抗菌剤による治療が終わり、 特有の咳がなくなるまで
	麻疹 (はしか)	熱がさがったあと、3日間過ぎるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺や顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから5日間 経ち、全身状態が良くなるまで
	風しん	発疹がなくなるまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶた状態になるまで
咽頭結膜熱		主要症状がなくなったあと、2日間過ぎるまで
第2種の結核と髄膜炎菌性髄膜炎 および第3種の感染症		学校医その他の医師が、症状により感染のおそれ ないと認めるまで

学校感染症報告書

記入例
新型コロナウイルス
感染症濃厚接触者

3年 ○組 ○番 名前 ○○ ○

欠席の理由 (病名・診断名)	新型コロナウイルス感染症疑い
欠席の期間 (自宅待機・療養した期間)	令和2年10月 5日 (月) ～ 令和2年10月19日 (月) *上記の理由で早退した日も含めてください。
受診した日	令和 年 月 日
保健所や医療機関等に登校 を許可してもらった日	令和2年10月19日
診察を受けた医療機関 (自宅待機の指示を受けた 保健所などの機関名)	■■市福祉保健センター
備考	濃厚接触者に特定された

令和2年12月 8日 保護者名 ○○ ○○

印

<主な学校感染症と出席停止期間の基準>

*感染症予防法の指定感染症や新たな感染症は、専門機関の指導のもとに対応します。

主な感染症		出席停止の期間
第1種 (感染症予防法の一類および二類感染症)		治るまで
第2種	インフルエンザ	罹ってから5日間経ち、さらに熱がさがったあと、 2日間過ぎるまで
	百日咳	罹ってから5日間の抗菌剤による治療が終わり、 特有の咳がなくなるまで
	麻疹 (はしか)	熱がさがったあと、3日間過ぎるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺や顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから5日間 経ち、全身状態が良くなるまで
	風しん	発疹がなくなるまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶた状態になるまで
	咽頭結膜熱	主要症状がなくなったあと、2日間過ぎるまで
第2種の結核と髄膜炎菌性髄膜炎 および第3種の感染症		学校医その他の医師が、症状により感染のおそれ ないと認めるまで